

次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定について

1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画について

策定年度	概要
平成3年3月	本市で最初の地域福祉計画を策定
平成15年5月	福祉施策を総合的かつ一体的に推進するため策定した「府中市福祉計画」における福祉・子育て分野の一つに「地域福祉分野」を位置付けて策定
平成21年4月	ハードとソフトの両面から地域福祉と福祉のまちづくりを推進していくため、新たに「福祉のまちづくり推進計画」と一体的に策定
平成27年3月	生活困窮者自立支援法に基づく取組について新たに定める。 重点施策として「福祉コミュニティの形成」と「セーフティネット（生活していく上で様々な困難を抱える人を支える仕組み）の充実」を設定している。

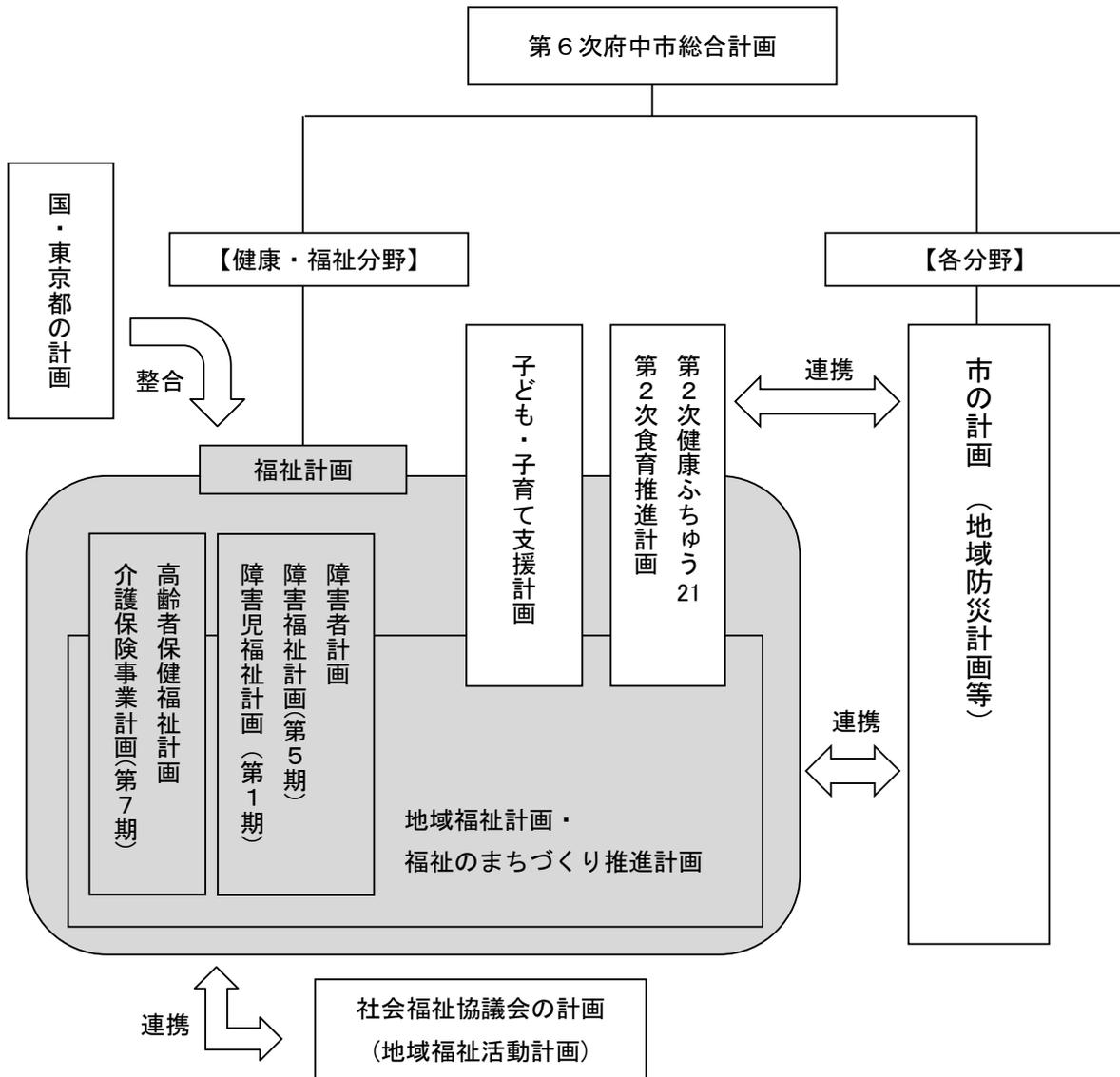
2 計画の位置付け

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したものです。

計画の内容に高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、健康分野の分野別の個別計画に共通する施策を含んでいます。

計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画及び本市の健康・福祉以外の分野計画、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図っています。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

- (1) 現行計画 平成27年度から令和2年度までの6年間
- (2) 次期計画 令和3年度から令和8年度までの6年間(予定)

4 次期計画策定の背景

(1) 国の動向

ア 地域共生社会の実現に向けた取組と社会福祉法の一部改正

国は、平成28年6月閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現を目指していくことを示し、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するとともに、社会福祉法の一部を改正するなど取組を進めています。

(7) 地域共生社会とは

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(1) 地域共生社会を目指す主な背景

- a 少子高齢・人口減少社会による支え合いの基盤の脆弱化
- b 地域の持続可能性の危機といった地域社会の変容
- c 個人や世帯の抱える複合的な課題及び従来の福祉制度では対象外・基準外となる制度の狭間の問題への対応

(9) 社会福祉法の一部改正（平成29年6月公布、平成30年4月施行）の概要

支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等により解決が図られることを目指していくという地域福祉の推進の理念及び、その理念の実現に向けて区市町村が包括的な支援体制の整備に努めることを規定しました。

また、市町村は、地域福祉計画の策定に努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定めることなど、地域福祉計画を充実することとされました。

イ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた福祉のまちづくり

(7) 「障害者差別解消法」の施行

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めています。

(1) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正

令和2年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます。）開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、平成29年2月にユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議により「ユニバーサルデ

ザイン2020行動計画」が策定されました。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月に施行されました。心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組を展開することが示されています。

(2) 東京都の動向

ア 「東京都地域福祉支援計画」の策定

総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることを目的として平成30年3月に東京都地域福祉支援計画が策定されました。

イ 「東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定

東京2020大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標に掲げた東京都福祉のまちづくり推進計画が、平成31年3月に策定されました。

(3) 市の動向

ア 「第6次府中市総合計画 後期基本計画」の策定

平成30年3月に策定した「第6次府中市総合計画 後期基本計画」では、健康・福祉分野の基本目標として、「人と人との支え合い幸せを感じるまち」を掲げています。目標を実現するための基本施策として、地域福祉分野では、「地域福祉活動の支援」を定め、「支え合いのまちづくりの促進」及び「福祉のまちづくりの促進」に取り組んでいます。

イ 人口の状況

本市の平成31年4月1日時点の総人口は、25万9,573人です。全国的には、人口は減少傾向にありますが、本市の人口は微増の状況にあります。

「府中市人口ビジョン（平成28年1月策定）」による近年の合計特殊出生率や社会移動の状況を踏まえた推計では、本市の総人口は、令和7年頃にピークを迎え、以降減少に転じ、令和42年には、約23万5,000人でピークから約2万5,000人が減少すると見込まれています。また、令和22年には、いわゆる団塊世代ジュニアが高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれています。

府中市人口ビジョンを踏まえ、「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年1月策定）」では、少子高齢化の進行や高齢者単身世帯の増加など将来の人口構造の変化に対応するため、子どもの見守りや育成、防災・防犯などの暮らしの安全確保、高齢者への生活支援などを地域ぐるみで進めるコミュニティづくりを推進することとし

ています。

5 次期計画策定の目的

国及び東京都の動向や本市の状況を踏まえ、地域共生社会の実現と福祉のまちづくりの更なる推進に向けた実施計画として次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定します。

6 次期計画策定のポイント

本市における地域共生社会の実現及び福祉のまちづくりの推進に向け、次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定をするため次の視点から検討を進めます。

(1) 本市の実情に応じた地域共生社会の実現

市町村地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくこととされています。

また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、次のアからオの5つの事項が掲げられています。なかでも、平成30年4月施行の社会福祉法の一部改正で、ア及びオが記載すべき事項に追加されました。

本市の次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定においても、地域共生社会の実現に向けて本市の実情に応じた事業の位置付けや進め方を整理し、検討する必要があります。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

*ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、

共通して取り組むべき事項

イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ウ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

エ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

*オ 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本市の状況に応じて各福祉分野が連携して次のような施策を行うことを検討することが必要です。

- (7) 生活困窮者・社会的孤立状態にある人・世帯の支援
- (4) 成年後見制度の利用促進も含めた権利擁護のあり方
- (9) 居住に課題を抱える人・世帯への支援
- (1) 犯罪をした人への社会復帰支援 等

オ 包括的な支援体制の整備に関する事項

分野横断的な課題への対応のため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に向けた検討が必要です。

(2) 福祉のまちづくりの更なる推進

現行の計画においては、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進するため、「情報」、「制度」、「心」及び「物理的」な四つのバリアを除き、すべての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりを推進することにより、総合的なバリアフリー化を目指しています。

本市の取り組む四つのバリアフリー

- ア 情報のバリアフリー（分かりやすく利用しやすい情報提供の推進）
- イ 制度のバリアフリー（幅広く使いやすい制度の推進）
- ウ 心のバリアフリー（互いに理解し助け合う福祉意識の醸成）
- エ 物理的なバリアフリー（ユニバーサルデザインの推進）

国及び東京都は、東京2020大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組を展開しています。

本市においても施設や道路等のハード面だけではなく、意識や情報のソフト面においても障害や障壁を感じることなく、地域で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりの更なる推進に向けた取組が必要です。

7 計画策定の流れ

現行府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 平成27年度～令和2年度

○国の動向

- ・ニッポン一億総活躍プラン(H28.6閣議決定)
- ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(H28.7設置)
- ・社会福祉法等の一部改正(H30.4施行)
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2)
- ・バリアフリー新法の一部改正(H30.11施行)等

○東京都の動向

- ・東京都地域福祉支援計画(H30.4策定)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(H31.3策定)

○市の状況

- ・「第6次府中市総合計画 後期基本計画」を策定(H30.3)
健康・福祉分野の基本目標「人と人が支え合い幸せを感じるまち」
- ・人口は、令和7年度をピークに減少する見込み
- ・少子高齢化の進行や高齢者単身世帯の増加等、将来の人口構造の変化に対応することが必要

○次期計画策定のポイント

本市における地域共生社会の実現／福祉のまちづくりの更なる推進

